

重 要 性 分 類 II  
事 務 連 絡  
令 和 4 年 9 月 5 日

保険薬局 各位

神奈川県国民健康保険診療報酬審査委員会  
神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会

処方箋の使用期間について（連絡）

平素は、診療報酬等審査支払業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

処方箋の使用期間につきましては、保険医療機関及び保険医療養担当規則第20条において、「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、診療報酬請求書等の記載要領においては、「交付の日を含めて4日以内の場合は、記載する必要がないこと。」「患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効であること。」と定められております。

つきましては、処方箋の使用期間は、次のとおりとなっていることから、「処方箋の使用期間」欄についてご確認の上、当該使用期間を超えている場合は、調剤ができないことを患者様に対してご説明のほどよろしく申し上げます。

- ・ 処方箋の「処方箋の使用期間」欄が記載されていない場合は、処方箋の交付の日を含めて4日まで
- ・ 処方箋の「処方箋の使用期間」欄が記載されている場合は、当該年月日の当日まで

- \* 保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更することは認められていませんのでご留意願います。
- \* 患者の長期の旅行等特殊の事情により、処方箋の「処方箋の使用期間」欄が記載されている場合は、その旨を調剤レセプトの「摘要」欄に記載願います。

【本件に関する問合せ先】

神奈川県国民健康保険診療報酬審査委員会（事務局）

鈴木 裕介：045-329-3467

橋本 妃生：045-329-3431

神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会（事務局）

薬師 みづえ：045-299-9449

小田 光江：045-299-9367